

平成 29 年 4 月 25 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
 東京都中央区八丁堀二丁目 26 番 9 号  
 ヒューリックリート投資法人  
 代表者名 執行役員 時 田 榮 治  
 (コード：3295)

資産運用会社名  
 ヒューリックリートマネジメント株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 時 田 榮 治  
 問合せ先 取締役企画・管理部長 一寸木 和 朗  
 (TEL. 03-6222-7250)

### 資金の借入れに関するお知らせ

ヒューリックリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、下記のとおり、資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）について決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### I. 資金の借入れ

##### 1. 本借入れの内容

区分	借入先	借入金額	利率 (注1) (注2)	借入 実行日	借入方法	返済期限	返済 方法 (注3)	担保
短期	三井住友信託銀行 株式会社	14.6億円	基準金利(全 銀協1ヶ月日 本円TIBOR) に0.15%を 加えた利率	平成29年 4月28日	左記借入先 を貸付人と する平成29 年4月26日付 で締結予定 の個別ター ムローン貸 付契約に基 づく借入れ	平成30年 4月27日	期限 一括 返済	無担保 無保証

(注1) 借入先に支払われる融資手数料等は含まれていません。

(注2) 利払日は、平成 29 年 5 月 31 日を初回として、その後元本返済日までの期間における毎月末日、並びに元本返済日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）です。利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払日の 2 営業日前の時点における一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月物の日本円 TIBOR(Tokyo Interbank Offered Rate)となります。かかる基準金利は、利払日毎に見直されます。但し、計算期間が 1 ヶ月に満たない場合、もしくは、1 ヶ月を超えた場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。基準金利である全銀協の日本円 TIBOR の変動については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認ください。

(注3) 上記借入れの実行後返済期日までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前返済することができます。

2. 本借入れの理由

本投資法人が平成 29 年 3 月 29 日付で公表した「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の取得予定資産である「第 36 荒井ビル」に係る不動産信託受益権の取得資金及び関連する諸費用の支払いの一部に充当するためです。なお、当該取得予定資産の詳細につきましては、上記「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

14.6 億円

(2) 調達する資金の具体的な用途

取得予定資産の取得資金及び関連費用の一部に充当します。

(3) 支出予定時期

平成 29 年 4 月 28 日

4. 本借入れ後の有利子負債の状況

(単位：百万円)

		本件実行前	本件実行後	増減
	短期借入金（注 1）	15,960	17,420	1,460
	長期借入金（注 1）	88,500	88,500	0
	借入金合計	104,460	105,920	1,460
	投資法人債	5,000	5,000	0
	借入金及び投資法人債の合計	109,460	110,920	1,460
	その他有利子負債	—	—	—
有利子負債合計		109,460	110,920	1,460

(注) 短期借入金とは返済期日までの期間が 1 年以内のものをいい、長期借入金とは返済期日までの期間が 1 年超のものをいいます。なお、各時点において返済期日まで 1 年未満の長期借入金についても、長期借入金に含まれます。

II. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、平成 28 年 11 月 24 日提出の有価証券報告書「第一部 ファンド情報／第 1 ファンドの状況／3 投資リスク」に記載の内容に変更はありません。

以 上

\*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.hulic-reit.co.jp/>